

第12次流山市交通安全計画（案） に係るパブリックコメント手続の実施について

1. 概要

（1）背景

交通安全対策基本法（昭和45年法律第110号）の定めるところにより、国の第12次交通安全基本計画及び千葉県第12次交通安全計画が令和8年3月末に公表された。

本市においても市内の陸上交通の安全を図るべく、これらの上位計画に基づき、既存の第11次流山市交通安全計画を更新し、第12次流山市交通安全計画として策定する。

（2）理由

本市の人口と道路総延長は、つくばエクスプレス沿線開発による人口増加を年々している中、この5年間市内全体の事故件数が減少傾向となっているが、今後も更なる人口増加や新たな道路網整備による交通動線の変化が見込まれることから、事故件数及び事故による負傷者数の更なる減少に向けた対策の必要性が問われている。

（3）内容

本計画は、令和8年度から令和12年度までの5年間を計画期間とし、交通死亡事故ゼロを目指して、高齢者や子ども、歩行者、自転車利用者等の安全確保を重点に、交通安全教育や道路交通環境の整備など総合的な交通安全対策を推進するもの。

（4）今後のスケジュール

パブリックコメント実施：令和8年9月1日（火）～令和8年9月30日（水）

パブリックコメント結果公表：令和8年度内（予定）

計画の公表：令和8年度内（予定）

2. 実施期間

令和8年9月1日（火）～令和8年9月30日（水）

3. 実施場所

市役所（道路管理課、情報公開コーナー）、出張所、公民館、図書館、生涯学習センター（流山エルズ）、流山警察署、ホームページ

4. その他

閲覧資料

- ・第12次流山市交通安全計画（案）概要版
- ・第12次流山市交通安全計画（案）本編